

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13

TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765

【問い合わせ先】事務局次長・真田（さなだ）

学童保育の実施状況調査の結果がまとまる（2014年）

学童保育数は2万2096か所、入所児童数は93万3535人

入所児童数は4万4782人増加して初めて90万人を超え、

施設数・入所児童数ともに過去最高に

施設数の増加以上に入所児童数は大きく増えて、大規模化が深刻に。待機児童も増加

政府の「子ども・子育てビジョン」の目標（利用児童を2017年度末までに129万人に増やす）の実現、「小1の壁をなくすために、学童保育の定員を5年間で30万人増やす」（政府の成長戦略）のためには、国の制度の拡充・条件整備の改善がなければ難しい。国の「子ども・子育て支援新制度」「成長戦略」では、学童保育の量的・質的な拡充が必要。

全国学童保育連絡協議会（巻末の紹介参照）は毎年、共働き・一人親家庭等の小学生が毎日利用する「生活の場」である学童保育（放課後児童クラブ）について、実施か所数や入所児童数などの調査を行っています。2014年5月1日現在の実施状況調査の結果がまとまりました。（全国学童保育連絡協議会は、5年毎に詳しい実態調査も実施しています。最新調査は2012年）

- 共働き家庭やひとり親家庭が増加しているなかで、放課後や学校休業日に「安全で安心な生活」を求める声は高まっており、学童保育の整備は社会的な課題です。
- 政府は、「子ども・子育てビジョン」（2010年1月策定）で、学童保育の受入児童数を2017年度末までに129万人に増やす目標を立てています。また、政府の成長戦略のひとつとされている「女性の活躍促進」のためには、「学童保育の定員を5年間で30万人増やす」との目標も掲げられました。
- 学童保育は、まだまだ不足しています。入所児童数の増加に施設の整備が追いついていません。国や自治体の制度・施策に問題や課題があり、条件整備が遅れているため、学童保育の大規模化がすすんでいます。また、利用したくても利用できない「潜在的な待機児童」が低学年でも約40万人がいることが推定されます（「待機児童数」は、正確には把握することができていません）。
- 学童保育の利用児童数を増やすという政府の目標を実現するためには、必要としている家庭の子どもたちが学童保育を利用でき、安心して毎日の生活を営むことができるように、制度の拡充、条件整備の向上を図ることが急務です。国の「子ども・子育て支援新制度」では、学童保育の公的責任を強化し、市町村が事業計画をつくり、よりよい基準を定め、指導員の処遇の改善を図ること、十分な財政措置を図るなどが必要です。

調査結果 1 学童保育数、入所児童数ともに増加

○学童保育数は、2万2096か所（2014年5月1日現在） *前年比 461か所増

○学童保育の入所児童数は、93万3535人 *前年比 4万4782人増

○この5年間で、施設は3621か所増(約1.2倍)、入所児童は約13万人増(約1.2倍)

学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1993年	7,516	231,500人	
1998年	9,627	333,100人	1997年児童福祉法改正、1998年施行 1993年からの5年間で学童保育数は2,100か所増加し、入所児童数は10万人増加（年平均2万人増）
2003年	13,797	538,100人	1998年からの5年間で学童保育数は4,200か所増加し、入所児童数は20万人増加（年平均4万人増）
2006年	15,858	683,476人	2003年からの3年間で学童保育数は2,000か所増加し、入所児童数は15万人増加（年平均5万人増）
2007年	16,668	744,545人	入所児童数が1年間で6万1000人増加
2008年	17,495	786,883人	法制化後10年で7,800か所増、入所児童数は45万人増
2009年	18,475	801,390人	自治体などの入所抑制で潜在的な待機児童が増加
2010年	19,744	804,309人	大規模施設の分割で、施設数は1200か所以上増加。
2011年	20,204	819,622人	入所児童数は約2万3000人増
2012年	20,846	846,967人	入所児童数は約2万人増
2013年	21,635	888,753人	入所児童数は約4万人増
2014年	22,096	933,535人	入所児童数は約4万5000人増

注) 全国学童保育連絡協議会調査。詳細な実態調査は5年ごとに実施。入所児童数の全数調査は、2006年から実施。それ以前は概数。

注) 2011年調査には、岩手県・宮城県沿岸部および福島県原発30キロ圏内にある34市町村は調査に含まれていません。また、2012年調査には福島県内の避難している9町村は調査に含まれていません。

注) 学童保育数と入所児童数は、川崎市の「わくわくプラザ」のうち、学童保育の専用スペースを確保したとして国の学童保育の補助金を受けている98か所（入所児童数約6000人）を含めた数字です。詳しくは、17ページの「(参考資料7) 全児童対策事業と学童保育について」をご覧ください。

○学童保育はまだ不足しており、入所できない子ども(潜在的待機児童)がたくさんいることが推測されます。学童保育の量的な拡大が急務です。

① 学童保育のない区町村がまだ1割弱あります(130区町村)。

住んでいる区町村に学童保育が1か所もないため、利用したくてもできません。

② 市町村内に学童保育があっても、住んでいる小学校区内に学童保育がないところが3468校区あります(小学校区数の約2割)。

子どもが自分で通える範囲である小学校区内にないために利用したくてもできません。

③ 保育所を卒園して小学校に入学した子どもの8割弱は学童保育を利用と推測されます。

2014年3月に保育所を卒園して小学校に入学した児童数約43万人に対して、学童保育に入所した新1年生は約32.6万人。保育所卒園児の76%です。

④ 母親が働いている小学校低学年の子ども(末子)のうち、学童保育に入所している子どもはまだ4割弱(37.5%)です。低学年に限っても「潜在的な待機児童」は約40万人と推測されます。

2013年の厚生労働省「国民生活基礎調査」では、末子の年齢が6歳の子どもの62.8%、7歳～8歳の子どもの68.6%は、母親が働いている(9歳～11歳では71.8%)。母親が働いている低学年の子どもは約216万人となる。しかし、学童保育を利用している低学年の子どもはそのうちの約81万人(37.5%)だけ。フルタイム勤務に近い母親を持つ子どもは約120万人(2013年「国民生活基礎調査」、2013年1月総務省「労働力調査」とみられ、低学年に限っても「潜在的な待機児童」は約40万人と推測される(高学年を含めるとさらに多い)。

調査結果 2 学童保育の待機児童数は、9115人に増加 しかし、待機児童数は正確には把握できていません

共働き・ひとり親家庭等の子どもで、学童保育に入所申し込みをしているのに入れない子どもたちを「待機児童」と呼んでいます。保育所の場合は、国をあげて「待機児童ゼロ作戦」を展開していますが、学童保育の場合は、「定員」「規模」などの定めや基準がないために、大規模化が広範囲に広がっていると同時に、「待機児童」も生まれています。

しかし、学童保育は保育所と異なり、入所申し込みの方法などがさまざまであり、自治体に申し込むのは4割弱を占める公営の学童保育が主で、6割を占める民間の学童保育は運営者や施設に直接申し込むことが多いため、自治体の実態を正確に把握することに難しさがあります。

待機児童を把握している自治体数と待機児童数 ()%

	2010年調査	2011年調査	2012年調査	2013年調査	2014年調査
把握している	1224 (76.8)	1201 (76.8)	1010 (63.1)	1268 (78.7)	1258 (78.1)
待機児童がない	933	936	712	975	942
待機児童がいる	291	265	298	293	316
待機児童数	6208人	6066人	5936人	6944人	9115人
把握していない	318 (20.0)	321 (20.5)	354 (22.1)	279 (17.3)	307 (19.0)
未回答	51 (3.2)	42 (2.7)	236 (14.8)	65 (4.0)	46 (2.9)
合計	1593 (100.0)	1564 (100.0)	1600 (100.0)	1612 (100.0)	1611 (100.0)

(注) 2012年調査は、5年に一度の詳細で大規模な調査の中の1項目として行った調査なので、未回答自治体が多い。他の年の調査は全数調査で100%の回答率。

2012年に全国学童保育連絡協議会が実施した「学童保育（放課後児童クラブ）実施状況調査」（詳細調査）では、自治体がどのような方法で待機児童を把握しているのかを調べました。

その結果は、以下の表の通りです。

「運営主体や各施設に問い合わせをしている」場合は、把握が可能と思われませんが、「運営主体や各施設に申告するよう依頼している」「運営主体や各施設から報告があれば把握している」では、十分に把握できない可能性があります。

「その他」の多くは、「公営なので」「市が受け付けている」「市が決定している」などの回答が190自治体、「定員がないので待機児童はいない」の回答が29自治体などでした。

民営の学童保育に対する自治体の待機児童の把握の方法 ()内は%

待機児童の把握の方法	自治体数
運営主体や各施設に問い合わせをしている	154 (23.2)
運営主体や各施設に申告するよう依頼している	121 (18.3)
運営主体や各施設から報告があれば把握している	109 (16.5)
その他	278 (42.0)
合計	662 (100.0)

*待機児童を把握している自治体のうち、662自治体が回答
(2012年 全国学童保育連絡協議会調査)

調査結果3 学年別の入所児童数 ～高学年も増えている～

学年別の入所児童数と割合の推移 (人)

	2003年調査	2007年調査	2012年調査	2013年調査	2014年調査
1年生	38.4%	35.9%	34.0%	310,669 (35.0%)	325,834 (34.9%)
2年生	31.4%	31.4%	30.5%	263,545 (29.7%)	281,518 (30.2%)
3年生	22.0%	22.9%	23.4%	203,322 (22.9%)	207,294 (22.2%)
4年生	4.2%	5.5%	7.1%	63,916 (7.2%)	67,992 (7.3%)
5年生	1.9%	2.4%	2.9%	27,858 (3.1%)	30,753 (3.3%)
6年生	1.1%	1.4%	1.7%	16,356 (1.8%)	17,246 (1.8%)
その他	1.0%	0.5%	0.4%	3,087 (0.3%)	2,898 (0.3%)
	100.0%	100.0%	100.0%	888,753 (100.0%)	933,535 (100.0%)

(注)「その他」は、沖縄県などで幼児も対象としている学童保育があるため。

	2003年調査	2013年調査	2014年調査	
1～3年生	91.8%	777,536 (87.5%)	814,646 (87.3%)	10年間で高学年の入所率は5ポイント上昇
4～6年生	7.2%	108,130 (12.2%)	115,991 (12.4%)	

(参考) 「6年生まで」の要望も強く、学年延長の動きが広がる (学童保育の詳細な実態調査2012年の結果から)

高学年まで受け入れている学童保育が増えています。「3年生まで」としているところは、2007年調査で46.8%でしたが、2012年調査では34.8%と減ってきています。

「6年生まで」受け入れている実態

運営形態	2007年調査	2012年調査
3年生までしか入所できない	46.8%	34.8%
6年生まで入所できる	46.2%	47.8%
その他(4年生まで)	7.0%	17.4%
合計	100.0%	100.0%

(全国学童保育連絡協議会の調査より)

これまでの児童福祉法では、学童保育の対象児童は「小学校に就学するおおむね10歳未満の児童」とされていましたが、2012年8月に改定された児童福祉法では、「おおむね10歳未満」との文言はなくなり、「小学校に就学している児童」(6年生まで)とされました。

児童福祉法 (2012年8月10日改定、2015年4月施行予定)

第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

調査結果 4 ふたたび増加している大規模な学童保育

「生活の場」として、生活する集団の規模の上限が必要

- 国の基準では「おおむね40人以下とする」と定められたが、現状は、40人以上が学童保育が約半数あり、国の「放課後児童クラブガイドライン」で上限とされている「70人まで」を超えている学童保育は1617か所。ふたたび増加している。

入所児童数の規模（学童保育数）

児童数	2011年調査	2014年調査	2011年比
9人以下	727 (3.6%)	653 (2.9%)	-0.7%
10人-19人	2,178 (10.8%)	2,130 (9.6%)	-1.2%
20人-39人	7,556 (37.4%)	7,899 (35.7%)	-1.7%
40人-49人	3,889 (19.2%)	4,658 (21.1%)	+1.9%
50人-70人	4,603 (22.8%)	5,139 (23.3%)	+0.5%
71人-99人	991 (4.9%)	1,295 (5.9%)	+1.0%
100人以上	260 (1.3%)	322 (1.5%)	+0.2%
合計	20,204(100.0%)	22,096 (100.0%)	

71人以上の学童保育数推移

調査年	学童保育数
2007年	2354 (14.1%)
2008年	2481 (14.2%)
2009年	2137 (11.6%)
2010年	1308 (6.6%)
2011年	1251 (6.2%)
2012年	1352 (6.5%)
2013年	1371 (6.3%)
2014年	1617 (7.3%)

(注) 児童数の割合で見た場合、71人以上の規模の学童保育で生活している子どもの割合は、全体の4分の1に及びます。これは、40人未満の規模の学童保育で生活している児童数を上回ると推測されます。

国が2007年に策定した「放課後児童クラブガイドライン」では、「集団の規模は、おおむね40人程度が望ましい」とされています。2010年度から、「児童数36人～45人規模」に対する国の補助単価が手厚くされたこと、各地の学童保育関係者が子どもが安心して生活できる集団の「規模」を強く求めてきたことなどもあり、「71人以上」の学童保育の分割が2011年までは一定すすみました。しかし、その数が再び増えています。

○ 大規模化は、子どもたちに深刻な影響を与えています

「事故や怪我が増える」「騒々しく落ち着かなくなる」「とげとげしくなる」「ささいなことでケンカになる」「おとなしい子は放っておかれる」「指導員の目が行き届かない」「遊びや活動が制限される」などなど。「行きたくない」「退所したい」という子どもも増えてしまいます。

国民生活センターの「学童保育の安全に関する調査研究」では、規模が大きくなるほど通院・入院日数が長い事故・ケガが増えると指摘されています。

○ 学童保育は家庭に代わる「生活の場」として、生活する集団の規模の上限が必要です

学童保育は、一人ひとりの子どもに安全で安定した安心感のある生活を保障する施設です。指導員には、一人ひとりの子どもを対象にした人間的な関わり、援助や働きかけが求められます。大規模化したからといって指導員を増やしても、一人の指導員は全員の子どもたちを見なければならず、問題の解決にはなりません。

◆全国学童保育連絡協議会「私たちが求める学童保育の設置・運営基準（改訂版）」

「子どもが落ち着いて安心して生活できる保育が実現可能な規模でなければならない。基本的な生活単位となる学童保育の集団の規模の上限は30人までとする」（2012年9月改訂版）

○ 国が定めた基準では、「おおむね40人以下とする」と定められました（2015年4月施行）

◆厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（2014年4月30日公布）

「支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。」

- 入所児童数の増加に、施設の増加が追いつかず、大規模化がふたたび進行しています。「安全で安心な毎日の生活をつくる」ためには、施設を増やすことが不可欠です。

調査結果5 都道府県別の学童保育数と入所児童数

(政令市・中核市を含む)

	都道府県名	学童保育のある市町村数	学童保育数	公立小学校数	学童保育の未設置校区数	設置率	学童保育の入所児童数	低学年のなかでの学童保育入所児童の割合	71人以上の学童保育数	待機児童のいる学童保育数	学童保育の待機児童数
1	北海道	162	959	1,147	297	83.6%	40,945	28.3%	111	38	183
2	青森県	33	285	315	69	90.5%	11,255	31.9%	19	2	4
3	岩手県	32	300	360	114	83.3%	11,846	28.1%	21	13	46
4	宮城県	33	407	414	59	98.3%	17,934	28.1%	65	23	170
5	秋田県	24	229	227	50	100.9%	9,471	34.2%	27	17	52
6	山形県	34	278	291	63	95.5%	11,286	30.3%	22	4	10
7	福島県	50	359	479	140	74.9%	15,405	27.3%	34	26	111
8	茨城県	44	692	542	69	127.7%	28,015	30.2%	38	38	132
9	栃木県	25	494	386	62	128.0%	18,805	28.1%	7	3	14
10	群馬県	33	424	325	23	130.5%	18,603	27.4%	29	6	12
11	埼玉県	63	1,145	815	26	140.5%	52,083	23.5%	75	114	824
12	千葉県	54	978	828	76	118.1%	42,061	23.2%	99	168	948
13	東京都	54	1,708	1,299	54	131.5%	83,447	27.9%	178	301	1,650
14	神奈川県	33	858	857	115	100.1%	39,159	14.0%	71	77	525
15	新潟県	29	450	507	100	88.8%	18,514	30.0%	49	0	0
16	富山県	15	228	197	20	115.7%	13,191	41.8%	7	16	71
17	石川県	19	267	228	28	117.1%	11,464	33.8%	21	1	7
18	福井県	17	224	205	36	109.3%	7,931	33.5%	11	2	9
19	山梨県	24	218	188	14	116.0%	8,643	36.8%	19	8	39
20	長野県	68	431	375	35	114.9%	23,317	31.8%	112	3	21
21	岐阜県	42	376	374	59	100.5%	13,744	21.6%	24	25	89
22	静岡県	33	571	514	68	111.1%	22,780	21.1%	13	84	366
23	愛知県	54	1,080	978	181	110.4%	41,061	17.2%	25	102	661
24	三重県	29	311	412	110	75.5%	11,349	18.1%	11	3	5
25	滋賀県	19	279	229	29	121.8%	12,235	23.4%	23	12	86
26	京都府	26	438	408	53	107.4%	20,528	28.8%	68	17	85
27	大阪府	43	1,109	1,016	191	109.2%	48,301	19.4%	88	117	721
28	兵庫県	41	859	782	87	109.8%	36,873	23.2%	74	66	463
29	奈良県	34	262	210	10	124.8%	11,378	25.1%	19	23	109
30	和歌山県	28	188	269	89	69.9%	6,135	22.5%	2	18	83
31	鳥取県	17	145	137	12	105.8%	5,588	33.7%	4	14	59
32	島根県	18	212	220	51	96.4%	6,676	35.2%	6	13	71
33	岡山県	25	424	415	58	102.2%	16,120	26.4%	27	19	81
34	広島県	22	568	515	58	110.3%	21,215	27.2%	10	6	35
35	山口県	18	335	336	53	99.7%	11,782	31.7%	18	18	122
36	徳島県	18	148	223	40	66.4%	6,033	25.8%	9	3	12
37	香川県	15	217	182	16	119.2%	8,458	28.8%	7	21	140
38	愛媛県	20	242	324	109	74.7%	9,869	27.0%	18	5	51
39	高知県	21	138	247	73	55.9%	6,087	32.2%	3	8	31
40	福岡県	59	1,055	754	71	139.9%	47,856	30.2%	37	21	95
41	佐賀県	19	213	175	8	121.7%	8,405	34.2%	3	12	82
42	長崎県	20	329	369	132	89.2%	13,767	28.1%	26	6	16
43	熊本県	41	392	391	73	100.3%	15,692	29.4%	22	9	16
44	大分県	17	277	302	53	91.7%	10,971	30.0%	10	9	34
45	宮崎県	19	226	248	55	91.1%	8,333	26.5%	20	39	280
46	鹿児島県	40	401	552	203	72.6%	14,406	27.5%	14	29	219
47	沖縄県	27	367	269	76	136.4%	14,518	23.1%	21	47	275
		1,611	22,096	20,836	3,468	106.0%	933,535	25.1%	1,617	1,606	9,115

(注) 学童保育のある市町村数、学童保育数と入所児童数、大規模数、待機児童数は全国学童保育連絡協議会調査。2014年5月1日現在。

(注) 公立小学校数、1～3年生の生徒数は文部科学省調べ。2013年12月1日現在。

(注) 設置率は、公立小学校数と学童保育数を比較した割合。

調査結果6 学童保育はどこが運営しているのか

●運営主体別の学童保育数（どこが運営しているのか）

公立公営が減少し、地域運営委員会（注1）や保護者等がつくったNPO法人が運営する学童保育が増えています。

民間企業が運営しているところは少しずつ増えていますが（2012年323か所、2013年409か所）、ほとんど市町村からの委託事業などであり、公的資金が入っていない民間企業運営（注2）はわずかです。塾などが「学童保育」と自称しているところは（児童福祉法上の学童保育（放課後児童クラブ）とは異なります）、この調査には含まれていません。

指定管理者制度（注3）を導入して運営している学童保育は2393か所（昨年2138か所）で、その代行先は、社会福祉協議会、地域運営委員会、父母会など、指定管理者制度導入前の運営主体と同じところが大半です。

表1 学童保育の運営主体

運営主体	か所数	割合	2007年比	備考
公立公営	8,461	38.3%	-5.9%	市町村が直営している
社会福祉協議会	2,287	10.4%	-0.9%	半数は行政からの委託（1261か所）
地域運営委員会	3,922	17.7%	+0.9%	多くが行政からの委託（2547か所）
父母会・保護者会	1,471	6.7%	-2.3%	行政からの委託が多い（857か所）
法人等	5,623	25.4%	+9.0%	私立保育園（1072か所）、私立幼稚園等の学校法人（319か所）、保育園を除く社会福祉法人（1084か所）、保護者等がつくるNPO法人（1565か所）、民間企業（508か所）、その他（1075か所）
その他	332	1.5%	-0.8%	
合計	22,096	100.0%		

（注1）地域運営委員会の運営とは：地域の役職者（学校長、自治会長、民生・児童委員など）の方々と父母会の代表などで運営委員会を構成し、行政からの補助金の受け皿となって事業を運営する方式ですが、日常の運営は父母会がおこなっているところが少なくありません。

（注2）民間企業運営の学童保育：調査は自治体が把握している民間企業運営の学童保育を集計しています。ただし、学習塾などが「学童保育」と称して営業している場合は、児童福祉法に規定された学童保育とはいえないこともあり、その多くは集計には含まれていません。厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」の実施要綱には、「本事業は、その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては対象としない」ことが示されています。

（注3）指定管理者制度とは：「公の施設」の管理を、民間企業も参入させて「効率的」にすることをねらいとした制度です。「施設の管理業務」のための仕組みですが、保育所や学童保育のように施設管理業務ではない分野にまで導入が強引にすすめられています。数年ごとに委託先の変更が求められる制度であり、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。

表2 学童保育の指定管理者制度導入数の推移（か所数）

	2007年調査	2012年調査	2013年調査	2014年調査
社会福祉協議会に代行	645	966	993	979
地域運営委員会に代行	166	212	232	218
父母会・保護者会に代行	110	98	83	83
法人等に代行	498	862	1085	1218
合計数（全体数との比率）	1419(8.5%)	2138(10.3%)	2393(11.1%)	2498(11.3%)
導入している市町村数	111市町村	146市町村	171市町村	169市町村

調査結果 7 学童保育はどこで実施されているか

●開設場所別の学童保育数（どこで実施されているのか）

開設場所は、余裕教室活用が最も増えており、学校施設内が全体の半数になっています。また、地域にある公共施設も活用され、全体として8割以上の学童保育が公的に設置された施設です。

劣悪な環境にある民家・アパートは毎年減ってきていますが、まだ全体の6%強あります。民家・アパート利用の多い市町村は、横浜市(185)、大阪市(80)、さいたま市(59)、名古屋市(43)、札幌市(35)などの政令指定都市に多く、次いで、那覇市(29)、福島市(27)、金沢市(26)、函館市(24)、米沢市(24)などとなっています。

表1 開設場所

開設場所	か所数	割合	2007年比	備考
学校施設内	11,815	53.5%	+5.9%	余裕教室活用(5,664) 学校敷地内の独立専用施設(5,138) 校舎内の学童保育専用室(484) その他の学校施設を利用(529)
児童館内	2,720	12.3%	-3.5%	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	1,749	7.9%	+0.5%	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	1,895	8.6%	-2.2%	公民館内(447)公立保育園内(132) 公立幼稚園内(178)その他の公的な施設内(1,138)
法人等の施設	1,470	6.6%	-0.1%	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,383	6.3%	-1.0%	父母会等が借りたアパート・借家など
その他	1,064	4.8%	+0.4%	自治会集会所・寺社など
合計	22,096	100.0%		

(参考) 児童一人当たりの床面積は狭い

学童保育の施設は、さまざまな場所で実施されていますが、その多くのところで狭いことが問題になっています。厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」(2007年10月)では、「子どもが生活するスペースについては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい」としています。なお、表2のように、玄関やトイレ・台所・物置など「生活するスペース」以外を含むすべての床面積をみても児童一人当たり3㎡程度という実態があります。

余裕教室利用の学童保育は、多くが1教室のみの利用でたいへん狭いところで生活しています。

表2 開設場所別の平均延べ床面積と児童一人当たりの床面積

開設場所	平均延べ床面積	児童一人当たり床面積
学校敷地内の学童保育専用施設	128.5㎡	2.30㎡
余裕教室(空き教室)を利用	91.6㎡	2.28㎡
児童館・児童センター内	139.4㎡	2.92㎡
学校敷地外の公設で学童保育専用施設	160.1㎡	3.21㎡
その他の自治体の所有の施設内	168.9㎡	4.34㎡
民家を借用	92.2㎡	2.38㎡

(全国学童保育連絡協議会の2012年実態調査「個別調査」結果から)

参考資料1

学童保育は毎日の「生活の場」です 小学校で過ごす時間より460時間も長い(2012年調査)

共働き・ひとり親家庭等の子どもたちは、平日の放課後、土曜日・夏休み等は、「家庭に代わる毎日の生活の場」としての学童保育で過ごしています。

保護者の帰宅時間が遅くなる傾向もあって、学童保育の開設時間が延びており、子どもたちが小学校で過ごす時間よりも、学童保育で過ごす時間が増えています。

放課後に子どもが被害に遭う痛ましい事件が起こったことによる影響もあって、保護者のお迎えが増えるとともに、開設時間も延びています。

(全国学童保育連絡協議会が実施した2012年5月1日調査)

●学童保育の年間開設日数 平均年間開設日数 283日

年間開設日数 ()内は%

開設日数	2012年調査	
	市町村数	学童保育数
199日以下	7 (0.5)	16 (0.1)
200日～249日	100 (7.2)	611 (3.7)
250日～269日	277 (20.0)	2545 (15.3)
270日～289日	208 (15.0)	2434 (14.6)
290日以上	792 (57.2)	11040 (66.3)
合計	1384 (100)	16646 (100)
平均開設日数	278日	283日

(2012年実施状況調査の回答率は86.9%)

土曜日の開設

*土曜日はまったく開設していない
学童保育数 654か所 (3.5%)

*すべての土曜日を開設している
学童保育数 13220か所 (71.6%)

*拠点を決めて開設、月何回か開設
学童保育数 4602か所 (24.9%)

●子どもが学校にいる時間(1年生～3年生の平均) 年間約1221時間

平日は5時間授業が基本なので、在校時間は、8:30～14:30=6時間

学年ごとに授業時間が少しずつ異なることを考慮した。

平日198日×6時間=1188時間+[(0時間+33時間+66時間)÷3]=1221時間

(1年生は5時間授業 0時間)

(2年生は週1日6時間授業 50分×40日=33時間)

(3年生は週2日6時間授業 50分×79日=66時間)

●子どもが学童保育にいる時間(1年生～3年生の平均) 年間約1681時間

2012年調査では平均的な開設時間は次の通りでした。

*平日は、下校後から午後6時20分まで保育。

*土曜日は、朝8時20分から午後5時56分まで保育(8割の学童保育は開設)。

*長期休業日は、朝8時9分から午後6時18分まで保育。

(平日)198日×(14:30～18:20=3時間50分)=759時間-[(0時間+33時間+66時間)÷3]=726時間

(土曜日)49日×(8:12～17:56=9時間44分)=477時間

(長期休業日)47日×(8:09～18:18=10時間10分)=478時間

合計 1681 時間

学校よりも長い時間を過ごす学童保育において、子どもたちの安全を守り、安心感のある生活を保障する学童保育の役割と指導員の責任は、とても重いものです。学童保育は、子どもたちが毎日の生活を営む施設にふさわしいものとして整備されなければなりません。

参考資料2

学童保育は法制化されて16年経ったが、課題が山積。 国の法制度が不十分なことが大きな要因

学童保育は、学童保育関係者の切実な願いと取り組みによって、1997年に児童福祉法に位置づけられ、国や自治体に一定の責任がある事業とされました。

児童福祉法では、学童保育の目的は「適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る」とされ、遊び場を提供する事業と異なる制度として位置づけられました。

＜児童福祉法の精神＞

【児童福祉の理念】

第1条 ①すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。②すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

【児童育成の責任】

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

学童保育は「生活の場」を保障する施設

第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

●不十分な制度のままで今に至っています（2012年8月の児童福祉法改正前まで）

しかし、学童保育は法制化されたものの、不十分な内容の制度であったために、今日でも量的にも質的にも大きな課題を抱えています。市町村や各学童保育によって大きな格差があり、しかも実態はたいへん貧しく、課題が山積です。これは、国の法制度が不十分であることが大きな要因となっています。抜本的な改善・拡充が必要です。

国の学童保育の制度の問題点

学童保育は、国や自治体に一定の責任が生じる児童福祉法に法的根拠がありますが、制度の内容は、保育制度と比べてもたいへん不十分なものです。

① 公的責任があいまいです

市町村には、学童保育の「利用の促進」への努力義務だけしかありません。

（注）2012年8月につくられた「子ども・子育て支援法」では、学童保育は市町村が実施主体となって推進することとなった。

② 最低基準がつくられていません

児童福祉施設ではなく児童福祉事業という位置づけなので、法的に最低基準が決められていません。国がつくった「放課後児童クラブガイドライン」（2007年）には、法的拘束力はありません。

（注）2012年8月の児童福祉法改定で、国としての学童保育の基準を省令で定め、市町村も条例で学童保育の基準を定めることとなった。

③ 予算措置があいまいで、補助金もたいへん少ない金額です

学童保育の補助金は法的に決められた予算措置ではない「奨励的な補助金」で、しかも、その金額は実際に必要な額と比べてとても少ないものです。

さらに、少なくない市町村が国の定めた不十分な施策や予算の範囲でしか学童保育の実施や補助を行っていません。こうした問題点のおおもとには、学童保育の役割や必要とされる条件整備に対する、国や自治体の理解が不十分であるという現状があります。

●全国に約9万2500人いる指導員

- ◆ 1施設の平均入所児童数は40人、平均指導員数は4.44人
- ◆ 約7割の指導員は保育士または教諭などの資格を持っています（2005年指導員の実態調査より）
- ◆ 国にはまだ公的な資格制度はありません。公的資格制度の創設、養成機関の整備が必要

●多くの指導員は不安定な雇用で、働く条件は劣悪です

- ・ 午後からの勤務で、打ち合わせや準備の時間も保障されていません。
- ・ 運営形態を問わず不安定な雇用や劣悪な労働条件のもとで働いています。
- ・ 専任配置ではなくローテーション勤務のところもあります。

◆ 7割弱の指導員は年収150万円未満

150万円未満（68.2%） 150万円以上300万円未満（26.0%） 300万円以上（5.8%）

◆ 勤続年数が増えても賃金はあがらない（51.9%） 1年契約の非正規職員が多いため

◆ 指導員の待遇は依然として改善されていない

退職金がない（61.6%） 社会保険がない（36.5%）
一時金がない（53.8%） 時間外手当がない（39.0%）

◆ 正規職員は少なく、多くが非正規職員（非常勤・臨時・嘱託・パートなど）

公営で正規職員は2700人（2.9%）
公営で非正規職員は4万1600人（45.0%）
民間運営で正規職員は1万7200人（18.6%）
民間運営で非正規職員は3万1000人（33.5%） 合計9万2500人（100.0%）

◆ 公立・民間あわせても、勤続1年～3年の指導員が半数を占めている

学童保育の急増もひとつの理由ですが、安心して働き続けられる条件が劣悪なことが最も大きな理由です。経験年数の長い指導員が少ないことは、保育内容の蓄積・向上にとって大きな障害となっています。最近では欠員が生じている地域もあります。

◆ 指導員の研修をしている市町村はまだ4割。

◆ 指導員のなり手がいないため「欠員」が生じる地域が増えている（2008年調査で1割）

国の補助単価は、非常勤職員の「賃金」で計算されていることが問題です

国の補助単価が実態と大きく乖離している理由は、このように指導員の人件費が低く計算されているためです。（指導員一人当たり133万円程度で計算）

児童数36～45人規模の場合の補助単価の内訳（公費で半額を補助する）

人件費相当 524万円	賃金：約 400 万	3人×6,670円×200日×6/8 時間 3人×6,670円×50日
	長期対応分：約 100 万	・ 研修代替分：約 24 万

※この他に物件費も補助されます。

→ 早急に「常勤配置」で計算されることが必要です。

●開設日・時間は延びているが、まだ不十分

ほとんどの学童保育は長期休業中も開設しています。 平日の終了時刻(子どもの帰宅時刻)の分布
土曜日を閉所している自治体がまだ1割弱あります。

開設時間は、下校時の安全確保のためなどを理由に保護者のお迎えが増え、終了時刻が遅延していますが、2012年調査ではまだ1割弱が午後6時前に終了しています。

保護者がお迎えに行くことが可能な終了時刻にする必要があります。

終了時刻	割合
5:00に終了	6.2%
5:30～5:59	2.8%
6:00に終了	40.1%
6:30～6:59	23.0%
7:00に終了	24.8%
7:00以降に終了	2.1%

(全国学童保育連絡協議会、2012年調査)

●障害のある子の入所は急増していますが、条件整備は遅れています

入所児童は5年間で、1.73倍に増えています

障害のある子の入所要求は強くあります。 障害児の入所状況 (全国学童保育連絡協議会、2012年調査)

入所児童数は2007年と比べて1.73倍です。しかし、まだ3割弱の市町村で受け入れていません。また、補助金加算や指導員加配がなく、現場に大きな負担が生じています。

障害児の受け入れ状況	2012年調査
受け入れ学童保育のある市町村数	約 1170市町村(73.1%)
受け入れている学童保育数	約 10250か所(49.1%)
受け入れている障害児数	約 22600人

国の障害児受入推進の補助金は、障害のある子どもの人数にかかわらず指導員1名分だけしか補助されていません。

●国には保育料の減免制度がなく、市町村でも減免制度がないところも4割 経済的に厳しい家庭、一人親家庭の子どもたちが利用できない要因になっています

運営主体別でみた保育料の平均月額

運営形態	2012年調査
公立公営	5535円
公社・社協	6144円
運営委員会	7980円
父母会	10872円
法人・個人	7580円
平均値	7371円

市町村として保育料の減免があるか(自治体数)

保育料の減免の有無	割合
減免がある	57.4%
減免はない	42.3%
その他	0.3%
合計	100.0%

(全国学童保育連絡協議会2012年調査)

●市町村の責任も十分ではないところもあります

市町村の事業形態 ()内は%

事業形態	学童保育数
公立公営(市町村の直営)	8369 (40.1)
市町村の委託事業	7306 (35.0)
市町村の補助事業	2477 (11.9)
市町村の代行業業	2138 (10.3)
市町村からの補助なし	216 (1.1)
その他	340 (1.6)
合計	20846 (100.0)

学童保育事業に関する自治体の条例や要綱の有無

	2012年調査
条例がある	698 (47.1)
条例はないが要綱がある	552 (37.3)
条例も要綱もなく、予算だけ	41 (2.8)
その他(交付要綱、規則等だけ)	189 (12.8)
合計	1480 (100)

○総額 332億2300万円（前年比 16億4700万円、概算要求比 5億9100万円増）

(1) 運営費 302億7600万円（前年比 15億3300万円増、概算要求比 3億7400万円増）

- ・対象か所数 2万7750か所（前年比 721か所増、概算要求と同じ）
- ・補助単価は別表参照

(2) 施設整備費 29億4700万円（前年比 1億1400万円増、概算要求費 2億1800万円増）

- ・放課後児童クラブ整備費 補助単価2355.6万円
独立した施設を建てるときの補助金
- ・放課後児童クラブ設置促進事業 補助単価700万円（前年同額）
既存施設（学校、公共施設、民間施設）などを活用して改築・改修する補助金
- ・放課後児童クラブ環境改善事業 補助単価100万円（前年同額）
備品等への補助金
- ・放課後児童クラブ障害児受入促進事業 補助単価100万円（前年同額）
障害のある子どもの受入に必要な施設・設備の改築・改修・備品等への補助金

(参考) 厚生労働省の学童保育の予算の推移 (単位: 億円)

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
総額	158.57億	186.94億	234.53億	274.20億	307.50億	307.65億	315.76億	332.23億
か所数	20000か所	20000か所	24153か所	24872か所	25591か所	26310か所	27029か所	27750か所
運営費	138.45億	161.32億	176.22億	234.85億	265.48億	279.32億	287.43億	302.76億
施設整備費	18.14億	23.64億	56.68億	38.11億	40.75億	28.33億	28.33億	29.47億

保育所予算と比べてもたいへん少ない補助額です

国は、1施設年間当たり600万円前後で運営できると想定しています。そして、国の負担額は、その6分の1の約100万円だけです。

保育所の約3962億円(民間保育所への補助金)と比べて見ると

学童保育(2012年度)		保育所(2012年度)		民間保育所と比べて学童保育は
施設数	2万843か所	施設数	1万1794か所	約1.77倍
入所児童数	約85万人	入所児童数	約121万人	約1.4分の1
指導員数	約8万人	保育士数	約19万人	約2.4分の1
1施設当たりの国庫支出額	約134万円	1施設当たりの国庫支出額	約3359万円	約25分の1
児童1人当たり予算額	約3万2800円	園児1人当たり予算額	約32万7440円	約10分の1

* 公立保育所の国庫支出金は一般財源化されている。保育所の施設数等は2010年調査。

* 1施設当たり、児童一人当たりの金額は、予算額を施設数、児童数で割った数字。

新規◆内閣府の2014年度の学童保育関係予算 (新規の「保育緊急確保事業」に計上)

○ 「放課後児童クラブの充実 (利用意向を反映した開所時間延長への対応)」として、国費ベースで51億4800万円 (補助率が3分の1なので、都道府県・市町村も同額を負担するため、公費ベースでは154億円) を計上。1施設当たりの補助単価は156万円で、指導員の処遇の改善に使う。

参考資料6

実態と乖離している国の補助単価 国の負担は10分の1程度です

2014年度の放課後児童健全育成事業の基準額(補助単価) ()内は前年比

		2014年度 (250日開設) (年額)	(参考) 開設日数 290日の場合 (年額)
児童数 区分 年間平均	10人～19人	1,217,000円 (24,000円増)	1,777,000円
	20人～35人	2,137,000円 (43,000円増)	2,697,000円
	36人～45人	3,427,000円 (67,000円増)	3,987,000円
	46人～55人	3,257,000円 (64,000円増)	3,817,000円
	56人～70人	3,087,000円 (61,000円増)	3,647,000円
	71人以上	2,917,000円 (58,000円増)	3,477,000円
開設日数 加算	開設日数加算	原則として1日8時間以上開設する場合 1日14,000円(同額)×251日～300日までの250日を超える日数 例) 年間開設日数が290日の場合 40日×14,000円=560,000	
長時間加算	平日分	1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合 1時間単価278,000円(5000円増)×「1日6時間を超え、かつ18時を越える時間数」の年間平均時間数	
	長期休暇等分	1日8時間を超えて開設する場合 1時間単価125,000円(2000円増)×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数	
特例分	開設日数 200～249日	年間平均児童数20人以上 年額 2,101,000円(42,000円増) 長時間開設加算 年額 278,000円(5,000円増)	
市町村分	放課後児童クラブ 支援事業	(1) ボランティア派遣事業(4事業) 1事業当たり年額 491,000円(8,000円増)×事業数	
		(2) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり 年額 1,639,000円(31,000円増)×か所数	
都道府県 等分	放課後児童指導員等 資質向上事業費	都道府県・指定都市・中核市 1か所当たり 870,000円(10,000円減)	

(全国厚生労働部局長会議資料をもとに全国学童保育連絡協議会事務局が作成)

(注) 補助率は3分の1で、補助単価額を国・都道府県・市町村が各3分の1ずつ負担。
ただし、政令市・中核市は3分2で都道府県の負担分はない。

国は、1施設年間当たり680万円前後で運営できると想定(国の負担額は、その6分の1)

国の補助金の単価は、開設日数250日で児童数36人～45人規模の学童保育は、年間680万円程度で運営できるという想定のもと、その半額の343万円程度です。この補助単価の3分の1(114万円程度)が国から出される補助金です(残りは都道府県と市町村が3分の1ずつ負担)。

しかし、補助金が少ないために指導員の人件費が低く抑えられていることが多い父母会運営の学童保育でも、年間1000万円以上の運営費がかかります(下表参照)。670万円前後で運営できるという想定自体が、実態と大きくかけ離れています。

●埼玉県内のある民間学童保育の運営費の例●

児童数35人 正規指導員2名+パート3人で常時4名体制 正規指導員は勤続20年目と4年目
保育料(おやつ代2000円含む) 低学年月14500円、高学年13000円

収入		支出	
市からの委託料	605.7	正規指導員人件費	632.8
市からの家賃補助	114.0	福利厚生費	113.0
保育料収入	644.5	パート指導員人件費	293.8
事業収入・雑収入	32.8	水道光熱費	15.1
収入合計	1397.0	消耗品・教材費・備品費	17.4
	(単位:万円)	おやつ代	94.2
		通信費(電話代)	8.9
		施設費(家賃・修繕費)	149.0
		指導員研修費	5.2
		管理費(会計等委託料)	45.7
		児童の保険料	6.1
		行事費・活動費	24.8
		支出合計	1406.0

*赤字分は翌年に繰り越し

「子ども・子育て支援法」と児童福祉法改定により、 学童保育はどのように変わるか

● 新しくできた「子ども・子育て支援法」で学童保育はどうなるか

＜学童保育に関係するところのポイント＞

- ① 学童保育を、市町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」(市町村事業)として位置づけま
す。
- ② 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を市町村に義務づけます。
事業計画には、学童保育の整備計画も含まれます。
- ③ 学童保育への補助金は、市町村の「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき支出される
交付金として出されます。
- ④ 交付金は、国から市町村への直接補助となり、都道府県は予算の範囲内で補助します。
- ⑤ 国に「子ども・子育て会議」を設置します。都道府県と市町村にも同じような「地方版子ども
・子育て会議」を設置します(努力義務)。
- ⑥ 法律の附則に「指導員の処遇の改善、人材確保の方策を検討」が盛り込まれた。
「質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育
士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方」
「人材確保のための方策について検討を加え」「所要の措置を講ずる」

● 児童福祉法の改定で学童保育はどう変わるか

＜学童保育に関わる法改定のポイント＞

- ① 対象児童を6年生までの「小学生」に引き上げます。
- ② 民間が学童保育を実施する場合には事前の市町村への届け出が必要となります。
- ③ 国としての学童保育の基準を省令で定め、市町村は国の定める基準に従い、条例で基準を定め
ます。「指導員の資格」と「配置基準」は国が決めた基準に従います(最低基準とします)。そ
れ以外の基準(開設日・開設時間・施設の基準など)は、国の基準を参酌(参考にする)して
基準をつくります。その際、次の条文にの下線部分に規定されます。
児童福祉法第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営につい
て、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体
的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。
- ④ 市町村長は、条例で決めた基準の維持のために実施者に報告を求め検査などを行います。
- ⑤ 市町村は、余裕教室等の公有財産の貸し付け等を積極的に行い、実施の促進を図ります。
- ⑥ 市町村は、保護者が必要な利用ができるように情報の収集、提供、相談、助言、あっせん、調
整などを行う。

● 施行までのスケジュール

- ・2013年度中に、国が「事業計画」の「基本指針」や「学童保育の基準」などを決めていく。
- ・市町村は「事業計画」をつくるために、ニーズ調査を2013年秋以降に行う。
- ・市町村・都道府県は、2014年度に「事業計画」「学童保育の基準」などを決めていく。
- ・2015年4月から実施予定。

● 学童保育の国の基準を制定。市町村も条例で基準を制定

- ・2014年4月30日に厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が公
布された。これをもとに、市町村は学童保育の基準を条例で定めることになる。(9月議会で
制定するところが多い)

参考資料8

学童保育数と補助金、国の施策の推移

年	学童保育数	前年比	国庫補助総額(万円)	国の施策の動き
1966				文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始
1967	515			
1970	1,029			
1971				文部省が留守家庭児童会育成補助事業を廃止し、校庭開放事業に統合
1976	1,932		1億1700	厚生省が都市児童健全育成事業を開始(児童館が整備されるまでの過渡的な期間、学童保育に補助する事業)
1977			1億0800	都市児童館事業を開始(留守家庭児童対策を重視した児童館)
1984	5,193	283	2億8535	
1985	5,449	256	3億2655	
1986	5,749	300	3億7000	都市児童館事業廃止
1987	5,938	189	4億0168	
1988	6,100	162	4億2742	
1989	6,310	210	5億2943	
1990	6,708	398	6億1643	1.57ショック。「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017	309	10億1832	厚生省が放課後児童対策事業を開始(留守家庭児童対策は独自の施策で実施するとの方針に転換して、学童保育に補助する事業)
1993	7,516	...	14億0643	厚生省が学童保育の法制化を検討
1994	7,863	347	17億9577	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申。日本政府が子どもの権利条約批准
1995	8,143	280	20億9267	地方版エンゼルプラン指針策定(学童保育の整備計画目標もつくる)
1996	8,514	371	24億1673	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048	534	31億3180	児童福祉法改正で学童保育を法制化。第2種社会福祉事業に位置づけ。
1998	9,627	579	46億4644	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231	604	54億7910	政府が新エンゼルプランを策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特例交付金(学童保育の施設整備費)
2000	10,976	745	56億9000	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830	854	59億9000	障害児加算、小規模加算(過疎地対象)が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定、補正予算で初の施設整備費29億6000万円
2002	12,825	995	68億8000	土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。首相施政方針演説で拡充表明
2003	13,797	972	74億3200	障害児加算は2名からに。「次世代育成支援対策推進法」で行動計画策定義務づけ、児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進
2004	14,678	881	87億2200	ボランティア派遣事業が新設。次世代育成支援対策で「子ども・子育て応援プラン」が12月に策定される
2005	15,309	631	94億7000	10月、衆議院青少年問題特別委員会で学童保育問題で集中審議
2006	15,858	549	111億8100	障害児受入加算は一人から補助対象になる。5月9日、少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣が「放課後子どもプランの創設」に合意。
2007	16,668	810	158億4900	厚生労働省と文部科学省連携による「放課後子どもプラン」スタート。学童保育の箇所数を2万か所目標。基準開設日数を250日に。71人以上の大規模学童保育は3年経過後に補助金廃止(3年以内に分割促進)。施設整備費を新たに確保(18億円)。補助金交付要綱を「放課後子どもプラン」関係で一本化。厚生労働省が初めてガイドラインを作成
2008	17,495	827	186億9400	『子どもと家族を応援する日本』重点戦略、仕事と生活の調和行動指針、「新待機児童ゼロ作戦」で「10年後に3倍」が目標設定される。次世代育成支援対策推進法で学童保育整備目標を「参酌標準」化。長時間開設加算変更、障害児受入促進で単価倍増
2009	18,475	980	234億5300	社会保障審議会少子化対策特別部会で学童保育制度の見直しを検討
2010	19,744	1269	274億2000	政府が「子ども・子育てビジョン」を策定。学童保育利用児童を5年間で30万人増などの目標を設定。「幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築」で学童保育制度の見直しも検討。児童数40人前後の学童保育への補助金を大幅増額し適正規模へ移行促進
2011	20,204	667	307億5000	「子ども・子育て新システム検討会議」基本制度ワーキングチームで学童保育の制度の見直しを検討
2012	20,846	444	307億6500	「子ども・子育て支援法」、児童福祉法改正が可決成立。学童保育の対象児童の引き上げ、市町村事業として位置づけ、国として省令で基準を策定、市町村は条例で基準を制定、事業計画策定の義務づけなどが決定
2013	21,635	789	315億7600	国が子ども・子育て支援新制度を具体化。国として学童保育の基準を検討
2014	22,096	461	383億7100	内閣府から「保育緊急確保事業」の予算で指導員の処遇改善の予算確保。学童保育の国の基準を省令で公布。市町村が条例で基準を制定。

全国学童保育連絡協議会の実施状況調査は、児童福祉法で規定されている放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）についての調査です。自治体によってはすべての児童の放課後の遊び場・居場所づくりとして実施している「全児童対策事業」に「包括」して「学童保育を実施している」としているところがあります。

川崎市は2003年度から、それまで全校区で実施していた公立公営及び委託事業の学童保育（留守家庭児童事業）を廃止して、すべての児童を対象とした「わくわくプラザ」に学童保育を「包括」して実施するという方法をとるようになりました（実施要綱には「放課後児童健全育成事業を包括して実施する」と記載）。

全国学童保育連絡協議会は、「働く親を持つ子どもたちの毎日の生活の場」としての学童保育と、すべての児童を対象とする遊びの場とは、同じ部屋（室）と同じ職員（指導員・スタッフ）での実施では両立できないという立場から、川崎市の「わくわくプラザ」は学童保育と見なさず、これまでの調査において、その数を学童保育のか所数には含めていませんでした。しかし、川崎市は「わくわくプラザ」の多くが国の学童保育の補助要件を満たしているとして、厚生労働省に補助申請を行い、国も補助対象としているため（文部科学省の「放課後子供教室事業」の補助対象にもなっています）、2013年調査から「わくわくプラザ」のうち、国の補助対象となっているところの数を学童保育数に入れていきます。

なお、全国学童保育連絡協議会は、2014年1月に川崎市が国の補助要件を満たしているとする「わくわくプラザ」を視察しました。その結果、学童保育として実施されている（学童保育としての専用室があり、専任指導員が配置され、留守家庭の子どもたちの生活の場として運営されているか）とは言い難い実態であることがわかりました。

2015年度から施行予定の改定された児童福祉法では、国が省令で学童保育の基準を定め、市町村もそれをもとに条例で学童保育の基準を定めることになりました。川崎市も国からの補助金を受けるためには、学童保育の基準を条例で定めることが必要になります。基準に基づいて学童保育として実施することが求められます。

国が1997年に児童福祉法を改正して学童保育を法制化したのは、すべての児童のための遊びの場を整備しても、留守家庭児童対策の固有の役割は果たせないという考えからです。学童保育とすべての児童を対象にした遊び場・居場所づくり事業は役割が異なります。

「放課後子ども総合プラン」は、学童保育の拡充が図られるように実施を

2007年度より文部科学省と厚生労働省が連携して総合的な放課後対策である「放課後子どもプラン」を推進してきました。これは、文部科学省の補助事業「放課後子ども教室推進事業」（以下、「放課後子ども教室」）と、厚生労働省所管の学童保育（放課後児童クラブ）の二つの事業を、すべての小学校区で「一体的あるいは連携」して推進するものでした。しかし、「放課後子ども教室」は2009年度の文部科学省予算から「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」のメニューの一つとして市町村の実情に応じて選択して実施できる事業とされました。現在、「放課後子供教室」は、文部科学省の「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」のひとつの事業として地域の実情に応じて実施するものとなっています。

一方、学童保育は2012年8月に制定された「子ども・子育て支援法」において「地域子ども・子育て支援事業」（市町村事業）として位置づけられ、策定が義務づけられた「地域子ども・子育て支援事業計画」にしたがい、計画的に実施していくこととされています。

政府が検討している新たな「放課後子ども総合プラン」では、学童保育と「放課後子供教室」の「一体型」を推進する方向が出されていますが、これまでのように学童保育の充実を図りながら、「放課後子供教室」との連携が図られるようにしていくことが求められます。

すべての児童の「放課後の居場所づくり」（「放課後子供教室」・「全児童対策事業」・児童館など）も必要ですが、学童保育の役割に代えることはできません

「放課後子供教室」との「一体化」ではなく「連携強化」を

「放課後子供教室」や「全児童対策事業」を学童保育の代替にしようとしたり、二つの事業の一体化を進めようとする自治体があります。

しかし、国が1997年に児童福祉法を改正して学童保育を法制化したのは、すべての児童のための遊び場を整備しても留守家庭児童対策にはならないという考えからです。

学童保育と、すべての児童を対象にした遊び場・居場所づくり事業という役割の異なる二つの事業をそれぞれ発展させていく必要があります。

◆「全児童対策事業」と「放課後子供教室事業」と「学童保育」の違い

○「全児童対策事業」は、小学校のすべての生徒を対象とし、利用したい児童は登録し、帰宅しないで参加することを前提としていたり、夕方6時頃まで開設していたりと、留守家庭児童の利用を念頭において実施しているところも少なくありません。

しかし、施設・設備や職員配置、子どもへの対応など、留守家庭の子どもたちの放課後の生活を守る内容が備えられていません。にもかかわらず、この事業を開始し、学童保育をやめてしまった自治体もあります。また、近年では、17時までは無料の「全児童対策事業」を行い、17時以降は有料の留守家庭児童対策事業を行うことで学童保育の代替にしようとしている自治体もあります。

○「放課後子供教室」は、文部科学省が行う「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」のなかの一つとして、小学校の余裕教室などを活用して、地域の多様な人々の参画を得て、子どもたちの学習やスポーツ・文化活動などの取り組みを支援する事業です。

放課後子どもプラン連携推進室（文部科学省・厚生労働省）発行のパンフレット「あなたのまわりの放課後対策を応援します」では、『放課後児童クラブ』は、共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、生活の場などを提供する事業です。一方、「放課後子ども教室」は、地域の方々の参画を得て、すべての子どもに放課後や週末の安全で安心な活動拠点（居場所）を確保し、様々な体験活動や学習活動を行う事業です」と書かれています。



●厚生労働省への要望 (2014年5月22日 要望書提出)

公的責任による学童保育の制度の抜本的拡充と
財政措置の大幅増額を求める要望

- 1 児童福祉法等を改正し、学童保育（放課後児童クラブ）の国の制度を抜本的に拡充してください。
 - (1) 児童福祉施設として位置づけてください。
 - (2) 市町村の実施責任を明確にした制度としてください。
 - (3) 国の財政措置が明確になる制度としてください。

- 2 学童保育を必要とするすべての家庭が安心して利用できるよう、「潜在的な待機児童」も含めた待機児童を解消するために、学童保育の新設・増設が図られる財政措置と施設確保の手立てを講じてください。

また、待機児童の解消のためには、「放課後子供教室」「全児童対策事業」などとの「一体化」ではなく、学童保育の量的な拡大を図ってください。

 - (1) 学童保育の新設・増設に必要な財政措置と施設確保の手立てを講じてください。
 - (2) 「放課後子供教室」や「全児童対策事業」などと、場所も職員も「一体化」した事業では、学童保育の役割は果たせません。「一体化」ではなく、学童保育の制度の拡充と整備を図ってください。

- 3 国が省令で制定する学童保育の基準は、現状の水準にとどまることなく、すべての学童保育で、「児童と保護者が安心して利用できる居場所として相応しい環境」のもと、「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保する」基準となるよう、水準を引き上げてください。具体的には、＜別紙（省略）＞の内容としてください。

- 4 国の「放課後児童クラブガイドライン」を拡充してください。また、国として学童保育の保育指針を作成してください。

- 5 2015年度の国の予算編成にあたっては、学童保育の量的拡大・質的拡充が図られるよう、十分な財政措置を図ってください。
 - (1) 学童保育の施設整備、質的向上が図られて安定的な運営ができるよう、国からの交付金は確実に学童保育に使われる仕組みとし、財政措置を行ってください。
 - (2) 市町村が実施主体として学童保育を整備していくために、運営費・施設整備費・指導員の処遇改善費それぞれの、国の補助率を引き上げてください。
 - (3) 運営費の補助単価の大半を占めているのは指導員の人件費です。指導員を「常時複数で常勤配置」ができるように、財政措置を行ってください。
 - (4) 次の項目（省略）に関する財政措置を行ってください。新設および増額してください。

- 6 学童保育指導員の資質向上を図る措置を具体的に講じてください。
 - (1) 指導員資格の認定研修の内容は、全国学童保育連絡協議会がまとめた「学童保育指導員の研修科目試案」『テキスト 学童保育指導員の仕事』の課目などを参考に、学童保育指導員の仕事・役割にふさわしい研修内容としてください。
 - (2) 資格認定研修は、全額公費負担で実施してください。

(3) 現任の指導員の質的向上を図るために、研修制度を整備し、その財政保障を行ってください。

7 厚生労働省と文部科学省が連携を図り、学校と学童保育の連携を推進してください。

(1) 学校関係者と学童保育関係者の連携を図り、相互理解を強めてください。学校関係者と学童保育関係者の相互理解の機会や場を設けてください。防災対策などについて学校と学童保育との十分な連携が図られるよう手立てを講じてください。

(2) 困難を抱えた子どもや家庭の支援をすすめるために、学校と学童保育の連携を図ってください。要保護児童対策地域協議会などでの連携を推進してください。

8 東日本大震災および原発事故で被災した地域の学童保育の復旧・復興と、学童保育の利用家庭の支援のために特別な財政措置を図ってください。

(1) 東日本大震災で被災した地域の学童保育が一日も早く平常の状態再開し、復旧できるように、国として万全の措置を講じてください。

(2) 被災した地域の子どもたちが安心して学童保育に通えるように、学童保育の安定的な運営ができるよう特別な財政措置を図ってください。

(3) 原発事故による放射線被害から学童保育の子どもと家庭を守るため、特別な措置を講じてください。

(4) 学童保育の防災・安全対策について国としての指針を定めてください。

● 文部科学省への要望（2014年5月22日要望書提出）

「放課後子供教室」、学校、学童保育の連携と拡充に関する要望

1 「放課後子供教室」と学童保育は、「同じ場所で同じ職員が子どもたちと一緒にして」行う「一体化」ではなく、それぞれの事業が拡充され、相互の連携が図られるものとしてください。

2 文部科学省と厚生労働省が連携を図り、子どもたちの生活、学習の環境を整備し、子育て家庭への支援を推進してください。

3 学校と学童保育の連携を推進してください。

4 余裕教室などの学校施設を、学童保育の施設として活用できるように、効果的で具体的な方策を講じてください。

全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と職員（指導員）が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

全国学童保育研究集会や全国学童保育指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、月刊『日本の学童ほいく』の発行、『テキスト 学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は都道府県の学童保育連絡協議会です。現在、41都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、また、市区町村の連絡協議会は、公営や民営を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。会の主な運営資金は、会費と月刊誌の収入です。

【連絡先】 113-0033 東京都文京区本郷2-26-13 TEL03(3813)0477 FAX03(3813)0765

Eメール zghrk@xui.biglobe.ne.jp HP <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

<主な活動>

◆全国学童保育指導員学校の開催（2014年）

会場	日程	開催場所	昨年の受講者数
北海道会場	6月15日（日）	札幌市・かでの2.7	355名
東北会場（宮城）	6月22日（日）	仙台市・宮城学院女子大学	613名
北関東会場（埼玉）	6月22日（日）	埼玉県上尾市・上尾市文化センター	1035名
南関東会場（神奈川）	6月1日（日）	横須賀市・県立保健福祉大学	868名
西日本・愛知会場	6月8日（日）	名古屋市・愛知高校	548名
西日本・広島会場	6月1日（日）	広島県・鈴峯女子短期大学	854名
四国会場（香川）	6月29日（日）	高松市・高松テルサ	404名
九州会場（福岡）	9月21日（日）	福岡県春日市・クローバープラザ	970名

合計 5647名

◆第49回全国学童保育研究集会の開催（昨年の岡山での全国集会の参加者は4232名）

2014年10月11日（土）～12日（日） 岩手県 花巻市総合体育館・岩手大学

◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行（1974年創刊、年間定期購読者約4万人）

◆実態調査活動 ①学童保育数調査（毎年実施）②学童保育の詳細な実態調査（最新は2012年）

③指導員の実態調査（最新調査は2014年実施中）④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか

◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2007年『よくわかる放課後子どもプラン』（㈱ぎょうせい）『2007年 実態調査のまとめ』『連絡協議会ハンドブック』『学童保育情報 2007-2008』

2008年『指定管理者制度は学童保育になじまない』『学童保育情報 2008-2009』『学童保育の拡充を求める1万2000人の声』『学童保育の新設・分割の手引き』

2009年『学童保育情報 2009-2010』『改定版 テキスト 学童保育指導員の仕事』

2010年『入門ガイド 発達障害児と学童保育』（全国学童保育連絡協議会編集協力）

『指導員の公的資格制度を求めて』『学童保育情報 2010-2011』

2011年『学童保育情報 2011-2012』

2012年『学童保育情報 2012-2013』

2013年『改訂版 学童保育ハンドブック』（㈱ぎょうせい）『学童保育の実態と課題 2012年版 実態調査のまとめ』『私たちが求める学童保育の設置・運営基準（改訂版）』

◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針（案）」「指導員の研修課目（試案）」などをまとめ、発表しています。